

返戻金制度について

アカツキグローバル株式会社
職業紹介事業許可番号 13-ユ-315999

当社の紹介した人材が入社後、当該人材本人の責に帰すべき事由により退職（当該人材の自己都合による退職を含む）若しくは解雇に至った場合であり、かつ、その合理的な証跡（解雇通知書、退職届等）を求人者が当社に提出した場合、当社は、求人者の請求により、紹介手数料の一部を末尾「返金率参考例」表、記載のように返還する返金制度を設けています。

ただし、その名目上または形式上の如何にかかわらず、当社の紹介した人材の退職または解雇が、求人者の当該人材に対する処遇その他の労働条件が労働契約内容と著しく異なることによる場合、または求人者の法令違反行為に起因する場合その他求人者の責に帰すべき事由に起因すると当社が合理的に判断した場合には、当社は返還金の支払い義務を負わないものとします。

尚、別途求人者および当社が合意した場合には、当該合意に基づいて返還金を返還するものとします。

（返金率参考例）

1 ヲ月以内	80%
1 ヲ月以上 3 ヲ月以内	50%
6 ヲ月以内	10%